

大正期・昭和初期の信用組合論

伊藤 正直

はじめに

一九〇〇年（明治三十三年）に産業組合法が制定されて以降、産業組合なかんづくその中核であった信用組合は、第一次大戦期に至るまで漸増過程を辿ったのち大戦下に急激な拡大を示し、二〇年代には中央金融機関設立による政策的後押しと産組の四種兼営化・構成員の多様化によって地域的偏差を伴いながらも発展をみせ、昭和恐慌期以降の産組拡充運動によって全面展開を遂げていく。こうした信用組合の量的・質的展開に伴って、信用組合も種々の転換・変容を示すのであるが、本小論は第一次大戦期から昭和初期を対象として当該期の信用組合論が、いかなる利害の対抗の下でいかなる位置付けをもって展開されたのかを検討することを直接の課題としている。

ところで、戦前期におけるわが国信用組合の展開過程は、これまで大凡以下の三つの視角から検討が加えられてきたといえよう。第一、協同組合論的視角、第二、農業金融論的視角、第三、政策論・階級対抗論的視角。第一の視角は、近藤康男『協同組合原論』（一九三四年）にその起点を見出すことが出来る。近藤『原論』は、直接には当時産組拡充運動の下で活性化した「産業組合主義」に対する批判として登場した。即ち、近藤は協同組合

を経済学原理体系のなかに理論的に位置付けることによって協同組合の担うべき、あるいは担いうるべき客観的機能を抽出せんとしたのであり、「商業資本の特殊な企業形態」として産業組合をとらえ、「流通過程の合理化」機能を担い「解放運動の一分野」たりうるという把握によって産業組合存立に積極的意義を与えんとしたのであった。⁽¹⁾この近藤の問題提起は、当時から既に奥谷松治、立田信夫（井上晴丸）等の批判をあびたが、協同組合理論としては強固な生命力をもち、第二次大戦後も農協運動の展開との関連で、美土路達夫、伊東勇夫、風戸伊作、三輪昌男、佐伯尚美等によって、批判、再評価がくり返しなされ、⁽²⁾今日なお協同組合論の基準（戦後の協同組合論が、この戦前の近藤理論の水準を超えていない）⁽³⁾という評価をみよ）としての位置を占め続けている。

第二の視角は、小平権一『農業金融論』（一九三〇年）に起点を求めることが出来そうである。小平の見解は、農業金融の組織的・制度的問題を日本農業のあり方から検討せんとしたもので、資金需要の季節性や零細性、収益の低さ等から制度金融の必要性を論じたものであった。従って、ここでは日本資本主義の構造的性質あるいは日本農業構造の特質から農業金融をみるという視角、また、日本における金融市場、金融構造総体のなかでの農業金融の位置をみるという視角は明確ではなかった。この視角を明確にうち出したのは井上晴丸であり、戦後段階においては、大内力、斉藤仁、佐伯尚美等であった。⁽⁴⁾とはいえ、井上においても、また大内、佐伯等においても農業金融の分析は主として農業問題（日本資本主義の特質との関連における）の解明という観点からなされており、金融市場全体のなかに農業金融を位置付けるといふ視点はきわめて希薄であったといえよう。

第三の視角は、一九三〇年代に主として産組拡充運動の担い手から方法的には非自覚的にしかし課題としては極めて明確に打ち出されたものであった。千石興太郎、八木芳之助、那須皓等の見解がそれである。ここでは

「資本主義でもない。社会主義でもない。社会政策主義でもない」協同組合主義によって資本主義社会を「改造」するという政策的主張が前面におし出され、階級矛盾の有和機関として産業組合、産組運動が位置付けられたのである。当時、近藤、奥谷、立田等の理論的、実践的批判をひきおこしながらも、こうした主張はひんばんにあらわれ、当該期産業組合論の主潮流を形成した。産業組合を把えるこの視角は、戦後一九七〇年代に入って日本ファシズムの確立と産業組合の機能如何という問題視角から、当時とは全く逆の立場において再び登場するに至った。森武磨、高橋泰隆、伏見信孝、加瀬和俊等の研究がそれである。⁽⁶⁾これらは、その力点をかなり異にしつつも、いずれもファシズム体制下の国民統合との関連において産業組合の当該期の機能を具体的に分析しており、信用事業もかかる観点から検討が加えられている。

さて、以上のように信用組合の分析視角を整理するとき、注目すべきはそれらがいずれも昭和恐慌期以降に、即ち一九三〇年代を起点に提起されていることである。このことは、基本的には、一九三三年以降開始された第一期、第二期産組拡充運動が、新たな段階での信用組合論の登場を、その批判者をも含めて要請した結果に他ならない。即ち、直接には二〇年代半ば以降の「産業組合主義」の高揚とそのファシズム体制下での変質が、その批判者としての社会科学的協同組合理論の登場を必至化したのであるが、同時にこのことは産業組合——信用組合が孕む本来的問題点をも解明する視角を提示することになったのである。従って、信用組合論史の脈絡のなかで大正期・昭和初期の信用組合論を検討する場合、当該期の信用組合論は一九三〇年代における信用組合論の「包括的」展開にとっての前史としての位置付けが与えられることになる。三〇年代に問題とされる信用組合論のいかなる論点がどのように一〇—二〇年代の信用組合論において用意されていたのか、あるいは一〇—二〇年

代の信用組合論は三〇年代のそれとはどのような切断があるのかという点が第一に検討されねばならない。第二に、それと同時に、信用組合の展開過程それ自体に即して信用組合論を検討することが必要と考えられる。信用組合の存立基盤、客観的機能、政策意図等は、大戦期から三〇年代にかけて大きく転換してきており、このことが信用組合論のあり方そのものを規定したからである。

以上の二点に留意したうえで、大正期・昭和初期の信用組合論をみると、大凡以下の時期区分が設定できる。

第Ⅰ期 日露戦後から第一次大戦勃発まで この時期は、地主・上層組合的性格を反映し地主金融問題（対

勅銀、農工銀問題）、地主の小農対策問題等が信用組合論の軸をなしている。

第Ⅱ期 第一次大戦から戦後恐慌まで この時期は産組の大拡張期で、全国的には一九一七年借金組合から

貯金組合へ転化、一八年産組数の市町村数凌駕がみられた。旧債償還問題、貯蓄奨励問題が活発化するとともに、明治末年から登場していた産業組合中央金庫（中央銀行）設立問題が、一挙に顕在化してくる。

第Ⅲ期 戦後恐慌から一九二四年まで この時期は、恐慌の打撃により一方で個別産組経営の悪化がみられ、

他方で政策的テコ入れが本格的に開始された時期である。産業中金が設立され、信連組織も郡単位から県単位へと拡大し系統金融問題が次第に活発に議論されるようになった。また、対地銀問題（貯金競争、預け金等）が地銀破綻との関係でかなり議論されている。

第Ⅳ期 一九二五年から二九年まで この時期は、全体として系統金融への方向が確定し、中金―信連―単位信組という資金系統が確立する。また、金融恐慌勃発によって貸出の固定化が広範囲に生じ、その結果としての経営危機からの脱出が重要な課題とされてくるのである。同時に注目すべきは、この時期に「産業組合主義」

が確立することである。千石與太郎によれば「産組主義とは資本に対する利潤の獲得を第一義とする所の経済制度が、生産及消費の両面に於て大衆の福利を阻害し、其生活を脅威することの甚大なるに鑑み、之に加ふるに相互協同の経済制度たる産業組合の組織を完成し、其機能を拡充して大衆の福利を増進し、其生活を安定し、以て社会の偕和協調を實現せむことを主張するものであった」⁽⁷⁾。この発想は一九二三年の全国連合組織構想に既に明瞭に看取しうるが、公式には二七、二八年の産組全国大会での決議において登場し、当該期以降の産組の組織原理となり産組運動の基軸的イデオロギーとなっていくのである。

以上のような時期区分のうえで、(1)当時の時論において何が最も重要な課題として論じられていたか、またそれはいかなる階層、階級の利害を反映するものであったか、(2)それぞれの時期に、信用組合はいかなる理念によって位置付けられていたか、(3)実態と理念の乖離に対してどのような解決策が提示されていたか、という点を中心に以下具体的に信用組合論の展開をあとづけていくことにしたい。⁽⁸⁾

(1) 近藤康男『協同組合原論』(高陽書院、一九三四年)。序文及び第一章、但し引用は一九七一年復刻の家の光協会版による。

(2) 近藤理論に対する検討とわが国における協同組合研究の系譜を扱った最近の業績として、石見尚『協同組合論の系譜』(家の光協会、一九六八年)、三輪昌男『協同組合の基礎理論』(新潮社、一九六九年)、風戸伊作『農協理論の系譜』(亜紀書房、一九七三年)、山田定市『協同組合論』(日本経済学会連合会『経済学の動向』中巻、東洋経済新報社、一九七五年)、井上周八・岡野昇一『共同組合論・批判と考察』文真堂、一九七六年)、白井晋「わが国における協同組合研究」(逸見謙三・梶井功編『農業経済学の軌跡』農林統計協会、一九八一年)等がある。

(3) 風戸伊作「協同合理論の混迷」(高橋七五三編『論争 日本農業論』亜紀書房、一九七五年)二二三頁。

(4) 立田信夫(井上晴丸)『日本産業組合論』(叢文閣、一九三七年)、大内力『日本農業の財政学』(東大出版会、一九大正期・昭和初期の信用組合論(伊藤)

- 五〇年）、同『農業問題』（岩波書店、一九五一年）、佐伯尚美『日本農業金融史論』（御茶の水書房、一九六三年）、齊藤仁『農業金融の構造』（東大出版会、一九七一年）。
- (5) 那須皓・東畑精一『協同組合と農業問題』（改造社、一九三二年）。
- (6) 例えば、森武磨「戦時経済体制下における産業組合」（『一橋論叢』第七〇巻四号、一九七三年）、高森泰隆「日本ファシズムと農村経済更生運動の展開」（『土地制度史学』第六五号、一九七四年）、伏見信孝「農村構造の変化と協同組合の展開」（『日本史研究』第一三九・四〇号、一九七四年）、加瀬和俊「昭和恐慌と産業組合」（齊藤仁編『日本資本主義の展開と産業組合』日本経済評論社、一九七九年）など。
- (7) 千石興太郎「産業組合主義論」（産業組合中央会『産業組合の原理』一九三一年）、但し引用は産業組合史編纂会『産業組合発達史』第二巻（産業組合史刊行会、一九六五年）五三二頁による。
- (8) なお、本稿では市街地信用組合についてはとりあげない。

一 「農村問題」発生期の信用組合論

—— 第一期 ——

一九〇〇年（明治三十三年）の産業組合法制定以降徐々に発展しつつあった信用組合は、日露戦後から第一次大戦に至る時期に組合数の急激な増加をみせた。「大日本産業組合中央会」が設立された一九〇五年には一六〇〇余にすぎなかった産組数は、一〇年後の一九一五年には一一、五〇〇余、全国市町村数の九割に達する迄になった。当該期におけるかかる産組の急激な増加の根拠としては、これまで一般的には、日露戦後のいわゆる「不況の慢性化」とその一環としての農村不況・農家経済の窮迫化の進展、農産物・肥料等に規定された農村の商品経済化の進展に伴う農村流通機構の変化、農業生産力上昇から小農保護への農政の基調転換等が指摘されてきた。と同

時に、かかる産組数の増大にも拘らず、当該期には産組はその想定された或は期待された機能を充分に果たしえなかつたことも指摘されてきた。こうした当該期の産組（信組）における量的な「発展」と機能面での「制約」という問題は、信用組合論のレベルではさしあたり当該期の信組の機能・役割に対する政策的位置付けと現実の産組の実態的機能及びその直接の担い手の産組に対する位置付けとの間のズレの問題として把握することが出来よう。そこで、以下当該期に信組の実態がどのように認識され、いかなる発展の方向が展望されていたのかをみていくことにしたい。

まず当該期の時論の検討から始めよう。最初に触れておかなくてはならないことは、当該期に産業組合中央会の月刊会報『産業組合』が創刊されたことである。同誌の「創刊の辞」によれば、創刊の目的は「各地組合の経験互に交換せられ、其意見は討究せられ、疑問は解釈せられ、大方識者の意見亦紹介せられ、由て以て産業組合の発達普及を将来に見るを得ん」⁽¹⁾ ことにあるとされている。しかし、その主要な執筆者は、産業組合中央会の役員、講師——とくに、当該期中央会の実質的な理論上、実践上の指導層である主事は、農商務省、大蔵省、内務省、文部省の官僚層、帝大教授等で構成されている⁽²⁾——によって占められており、この時期の会報『産業組合』は「各地組合の経験互に交換」、「意見の討究」というよりもむしろ官僚主導の政策の伝達、宣伝機関としての性格が強かった。この点を前提として、以下具体的に当該期において信用組合がどのように問題とされていたのかをみていくことにしたい。

当該期における時論の第一の特徴は、上述の性格を反映して『産業組合』誌上では、農村金融機関としての信用組合の、地方銀行・農工銀行、高利貸・無尽・頼母子等に対する優位性がしばしば説かれ、それとともに信用

組合の経営実務の指導が行なわれていることである。即ち、第1表の〔458〕33では、いずれも信用組合の優位性が主として、無担保対人信用による低利資金の供給という視点からとかれており、また〔12〕〔14〕〔15〕〔18〕〔21〕〔27〕〔34〕〔35〕では信用組合の貸付手続きや貸付対象、貸付原則等が、〔6〕〔24〕では資金調整問題が検討されているのである。信用組合の普及・拡大活動、信用組合の機能の方向付けが「産業組合」誌を媒介としてなされているといえよう。では、こうした信用組合の普及・拡大はいかなる観点からなされていたのか、また当該期信用組合はいかなる機能を果たすものとして位置付けられていたのか。この点をもっともまとまった形で呈示しているのは佐藤寛次の一連の論稿〔17〕〔26〕〔27〕第2表〔16〕である。佐藤は当時産業組合中央会書記長を経て主事の役職にあると同時に東京帝大助教でもあり、この時期の代表的な産業組合理論家であった。³⁾以下主として第2表〔16〕に依りつつ佐藤の信用組合論をみることにする。同書では「信用組合は産業組合の一つで、組合員に最も手軽な方法によって低利の資金を供給し、兼ねて組合員の勤勉を奨むるものである」と定義付けられ具体的には「金融機関」「貯蓄機関」「資金の地方分散機関」としての位置付けが与えられている。この定義から明らかのように、佐藤は信用組合を産業組合の各種事業の一環としてとらえたうえで、組合員に対する低利資金の供給機関という側面を軸にすえて信用組合機能を把握しているのである。この把握の基礎にある信用組合理念は先の具体的位置付けの内容に端的に示されている。即ち「金融機関としての信用組合」は一面では「一種の銀行とも見得べきもの」であるが「銀行とは又大いに異なる所がある」としてその主要な相異点を、信用組合は組合員相助を目的とする相互組織であること、小産者を相手として対人信用を与えることの二点に求めており、また地方の「利害関係者に依りて管理せられ、支持せられ、関係人一同が一体をなして責任を尽くすもの」である「信用組合に依りてこそ、初めて小産者階級まで

資金分散の効を全うし得るのである」と信用組合が位置付けられているのである。換言すれば、低利資金の供給機関という機能を軸にして信用組合を把握し、かかる「自助・自給」の信用組合の育成を図ることを通じて小農保護政策を達成していくという位置付けが、佐藤の信用組合機能の基本認識だったのである。そして、この認識は、当該期の産組中央会の考え方をほぼ代表するものであったといえる。

しかし、現実の信用組合の機能が、かかる位置付けを具体化していたかといえばそうではなかった。運用資金の調達難(預金不足、借入困難)、貸付の上層農への偏奇、貸付の固定化等がしばしば生じたのであり、当時の時論においてもこれらの問題が幾度も指摘されているのである。そしてここに当該期時論の第二の特徴を求めるところが出来る。第1表〔6〕〔20〕〔29〕〔33〕は、いずれも運用資金の調達難を次の如く訴えている。「債権銀行の眼中より之(産組)をみれば小作人のみの集団にあらざれば借金を目的として設立したる貧乏団体に過ぎざるの感をな」す〔6〕、「農工銀行に於ては、兎角に組合を危険物厄介物視して、更に懇切に指導し、之を保護助長する等の方針を執らざりし」〔20〕、「今日では、各府県農工銀行及普通銀行、政府の低利資金、中央会の資金仲介、联合会等に依って融通を受くる事が出来るやうになって居るが、正直に告白すれば、実は是等は名ばかりで実が伴はない」〔29〕と。〔2〕〔3〕〔11〕〔29〕〔30〕等の一連の産業組合中央金融機関設置問題に関する意見、要請も、当該期には主としてこの脈絡から、即ち運用資金の供給機関設置の必要性から提出されているのである。また、〔15〕〔19〕〔21〕〔24〕に於ては、信用組合が「中産以下」の農民を包摂しえないことが様々の角度から論じられている。そこでは、地主や上層農民に貸付が偏奇していること、組合運営が一部の地主・上層農に占有されていること、下層農の組合加盟が資産家によって拒否されたこと、貸出の固定化が生じていること、等が指摘され、こうした信用組合の現実の機能上の

第1表 日露戦後—第一次大戦前の信用組合論

時論・理論	立案・調査・統計
<p>一九〇五 [1] 品川弥二郎「信用組合設立ノ急務」（産組 二号）</p> <p>〇六 [2] 菊池郡蔵「産業組合中央金庫の設立」（産組 四号）</p> <p>〇七 [3] 倉上真琴「産業組合中央金庫の設立に就て」（産組 一号）</p> <p>〇七 [4] 撰待初郎「借金組合成功の要件」（産組 二三、二六号）</p> <p>一〇 [5] 有働良夫「地方産業金融に関する重要問題」（産組 五六号）</p> <p>〇七 [6] 有働良夫「産業組合に対する資金融通に就て」（産組 五八号）</p> <p>一一 [7] 惠登代磨「低利貸金に就て」（産組 六三号）</p> <p>一一 [8] 伊藤長次郎「農村の金融機関は如何にすべきか」（銀通 三〇七号）</p> <p>一一 [9] 加納久宜「信用組合と郵便貯金」（東経誌 一五九三号）</p> <p>一一 [10] 宇佐美力「日本信用組合論」</p> <p>一一 [11] 倉上真琴「産業組合銀行の設立に就て農政研究会員に望む」（産組 七六、七七号）</p> <p>一一 [12] 浜田良祐「信用組合の目的を論ず」（産組 七七号）</p> <p>一一 [13] 神戸正雄「家産制度と信用組合」（産組 七八号）</p> <p>一一 [14] 櫻田由平「信用組合の貸付金用途調査に就て」（産組 八三号）</p>	<p>一九〇四 [38] 農商務省農務局「産業組合要覽」発行</p> <p>〇五 [39] 産業組合中央会会報「産業組合」発行</p> <p>〇七 [40] 農商務省農務局「産業組合主任官會議要録」</p> <p>〇八 [41] 農商務省農務局「産業組合事例」「産業組合好例」「地主ト産業組合」「産業組合成績概要」「良好ナル産業組合ノ収支状態」「産業組合台監督奨励ニ関スル規定並施設ノ状況」「産業組合講義録」</p> <p>〇九 [42] 農商務省農務局「本邦産業組合発達之概況」</p> <p>一一 [43] 農商務省農務局「産業組合概観」</p> <p>一一 [44] 大蔵省理財局「全国農民負債調査」</p> <p>一一 [45] 農商務省商務局「小商工業者ノ資金融通ニ関スル調査」</p>

[15]	小出 忱「信用組合の経営に就て」(産組 八五、八六号)
[16]	……「信用組合と地方の素封家」(東洋経 五九三号)
一三	[17] 佐藤寛次「我国信用組合の信用に就て」(産組 七八八号)
[18]	竹下丈夫「信用組合の特別貸付に就て」(産組 八七号)
[19]	倉上真琴「信用組合は銀行に非ず」(産組 八九号)
[20]	林 静治「日本勸業銀行と組合の資金供給」(産組 九二号)
[21]	金田爾郎「貸付の話」(先掛代金と貸付金)「貸付の利率」(再び貸付の利率に就て) (産組 九一、九二、九四、九七号)
[22]	志村源太郎「産業組合の金融に就て」(産組 九三号)
[23]	若槻礼二郎「産業組合資金融通策」(産組 九六号)
[24]	豊田久和保「産業組合と預金」(産組 九六、九八、一〇一、一〇三号)
[25]	……「下層金融機関改善の儀(政友会)」(銀通 三三七号)
一四	[26] 佐藤寛次「産業組合講話」
[27]	佐藤寛次「我国信用組合の支払準備金に就て」(組 合余裕金の預け先に就て) (産組 九九、一〇七号)
[28]	碧水道人「信用組合の資金」(産組 九九号)
[29]	金田爾郎「産業組合銀行設立の断行を望む」(産組 一〇三号)

一三	[46] 農商務省農務局「各地方産業組合実力比較表」
[47]	日本銀行京都支店「京都府滋賀県下ニ於ケル銀行以外ノ金融機関」
[48]	日本銀行西部支店「関門地方ニ於ケル下級金融機関」
[49]	日本銀行広島支店「広島県下ニ於ケル銀行以外ノ金融機関」
[50]	日本銀行名古屋支店「愛知三重岐阜三県下ニ於ケル銀行以外ノ金融機関」
[51]	日本銀行福島支店「福島地方下級金融機関調査」
[52]	日本銀行金沢支店「北陸三県に於ケル商工業者ノ資金融通状況」
[53]	大蔵省銀行課「本邦ニ於ケル庶民金融機関調査」
一四	[54] 日本銀行調査局「信用組合ニ関スル調査」

大正期・昭和初期の信用組合論(伊藤)

四六一(九四五)

注 1) 略号は以下の通り。産組=産業組合、銀通=銀行通信録、東経誌=東京経済雑誌、東洋経=東洋経済
 2) 信用組合を直接論じているもの、それを主要な対象としたもののみを抽出。

[30]	梅原虎之助「産業組合機関銀行に就て」（産組一〇四号）
[31]	林静治「肥料の供給と組合の金融」（産組一〇六号）
[32]	石田伝吉「産業組合の設立と経営」
一五 [33]	小田島琢「農村金融機関論」（産組一一一号）
[34]	櫻田由平「信用組合の貸付に就て」（産組一一一号）
[35]	梅原虎之助「如何にせば資金固定の弊を未然に防ぎ得べきか」（産組一一三—一一八号）
[36]	若槻礼二郎「低利資金融通に就て」（産組一一六号）
[37]	竹下丈夫「剰余金の処分」（産組一一八号）
一五 [55]	
大蔵省「庶民金融に関する調査」	

限界についての批判や問題点の抽出がなされているのである。

このように当該期の時論は、一方では日露戦後農村不況による「中産以下」農民の没落を、信用組合を媒介として防止し、農村秩序の維持を図るといふ行政的・政策的軌道づけと、他方では現実の信用組合が「中産以下」農民を充分には包摂しえず、かかる階層の要求にも応えきれないといふ実態の提示といふ両者の交錯として概括しうる。官僚・官製組織主導による上からの信用組合の行政的設置・拡大の先行が、かかる時論の分解を生み出したのであった。

以上のような、官僚及び官製組織主導による信用組合の普及・奨励との関連で着目すべきは、第1表にみられ

るように当該期に信用組合に関する調査が農商務省、大蔵省、日銀で一斉に実施されている点である。この一連の調査は、実は信用組合のみに限定されたものではなかった。第1表には、信用組合を直接の対象としたものだけを抜き出しているが、その他にも質屋、頼母子、地方信託会社、無尽、高利貸、保険会社等が調査の対象とされており、明治末年から大正初年にかけて広範な下級金融機関調査が行なわれているのである。当該期の信用組合調査もかかる下級金融機関調査の一環としての側面をも有していたのであった。では、何故にこの時期に下級金融機関調査が広範に行なわれたのか。この点については既に渋谷隆一氏の詳細な検討があり、以下の如き明快的な結論が与えられている。即ち、当該期の下級金融機関調査は、明治四〇年代における「農業問題、中小商工業問題、下層社会問題など多様かつ重層的に発生し」た社会問題に対して「社会政策的対応」「社会政策の実施」を図るための実態把握を目的としてなされたものであった、と。基本的には異論はない。ただ、これら一連の調査が最終段階で「各省間の連繋と統一的な方針」に統合され、一つの一貫した理念あるいは理論の下になされたかどうかについてはなお疑問が残る。というのは、いわゆる「社会問題」の発生については各省間でほぼ共通の認識がもたれつつも、その解決の方向性については各省間でかなりのズレが見出されるからである。⁽⁵⁾

以下、第1表の各種調査の内容を簡単にみておくことにしよう。周知のごとく、この時期に中小農保護政策の一環として産業組合助成・拡大政策を中心となって推進したのは農商務省であった。「大日本産業組合中央会」への助成金・補助金交付、同会への役員派遣、省内に産業組合系の設置、各府県に産業組合主任官の配置等が次々と実行されていくが、この一連の調査^{[40][41][42][43][44][45][46]}もかかる産業組合助成・育成政策の一環としてなされたものに他ならなかった。産業組合の普及状況、経営状況が把握^{[38][41][42][43][46]}されるとともに、「良好ナル産業組合」

の経営状況を喧伝することを通じて設立指導・経営指導〔41〕〔46〕がなされ、さらに各府県・郡役所・郡農会等の産組設立補助金・事業奨励金支出の実態把握〔41〕がなされているのである。そして、とくに信用組合に限定してみると、その政策的位置付けは、基本的には「中産以下」の農民層の金融的窮迫、負債の累積を、信用組合を媒介として低利資金を供給することによって軽減することにおかれていたといえよう。

これに対し、大蔵省・日銀の一連の調査〔44〕〔47〕〔55〕は、明治末年に大蔵省で立案された「庶民金融対策」〔下級金融機関対策〕の一環として行なわれたものであった。〔56〕ここでは、既設の庶民金融機関の取締り及び改善と、新たな機関の設立及び育成が意図されており、この意図の下に都市の中小商工業者の金融難の問題を中心にすえつつかなり広範な金融機関調査が行なわれたのであった。従ってこの一連の調査は、相当に突っこんだリアルな実態把握が行なわれている点に特徴がある。信用組合調査〔54〕においても、当該期信用組合の機能について以下の如きかなり厳しい評価が加えられているのである。「信用組合及其他ノ産業組合ノ設立ハ、組合員ヨリ進ミテ之ヲ願出タルモノハ殆ト稀ニシテ大抵ハ地方官衙ノ誘導ノ結果成立セルモノナリトスルモ不可ナク、組合設立数ノ増減ハ専ラ地方官庁ノ方針如何ニヨルモノニシテ、経済上ノ原因ニヨリテ其盛衰ヲ来セルモノハ殆トコレナキナリ」〔現在ニ於テハ信用組合ノ基礎必スシモ鞏固ナラス其信用亦大ナラサルタメ低利ニテ多額ノ借入ヲナスコトヲ得ス從テ信用組合事業ノ中核タル貸付業務モ未タ充分ナル能ハサルノ憾ミアルナリ〕。そして、以上の評価に基いて「要之現在信用組合ノ効果ハ主トシテ農村ノ貯蓄機関タル点ニアリテ貸付事業ハ割合ニ振ハサルモノ、如シ」と結論付けているのである。

以上の如く、当該期の一連の信用組合調査は、農商務省主導による信用組合助成・拡大政策を裏付けそれを促

進するものとしてなされるとともに、同時にその限界をも指摘するものとなつていたのであつた。⁽⁷⁾

(1) 『産業組合』創刊号(一九〇五年一月)但し、日本経済評論社復刻版による。以下『産業組合』からの引用は凡てこの復刻版によつてゐる。

(2) 産業組合中央会創立時の主事のメンバーは以下の如くであつた。農商務省||三松武夫、月田藤三郎、有働良夫、岡崎国臣、大蔵省||岡田信、内務省||潮恵之輔、文部省||針塚長太郎、その他||佐藤寛次、樫田由平。

(3) 佐藤寛次について詳しくは、『協同組合の名著』第四卷(家の光協会、一九七一年)、『明治大正農政経済名著集』11(農山漁村文化協会、一九七六年)の両書に付された近藤康男の解題、『佐藤寛次伝』(家の光協会、一九七四年)を参照。なお、佐藤『信用組合論』からの引用は、『協同組合の名著』第四卷によつてゐる。

(4) 渋谷隆一「社会問題の発生と下級金融機関調査」(『金融経済』一二九号、一九七一年)。

(5) 例えば、一九一四年五月の日銀調査局『信用組合ニ関スル調査』は、以下の如く農商務省、産組中央会の産業組合育成方針を暗に批判してゐるからである。「或ハ信用組合ノ目的ハ上述ノ如キ物質的方面ノ外更ニ高尚ナル精神的方向ニ存ストナシ之ヲ以テ寧ロ組合存立ノ理由トナス者コレアリ、殊ニらいふはいぜん氏ハ精神的方面ヲ重シタル觀アリ、所謂『組合ハ自治ノ予備校ナリ』トハソノ好シデ唱フル所ニシテ、我國ノ現状ニ於テモコノ思想ノ下ニ信用組合及其他ノ組合カ奨励セラレ助長セラレ居ルカ如シト雖、法文上ハ何等コノ点ニツキ積極的規定コレナキノミナラス實際上ニ於テモ、現在ノ微カナル信用組合カ初ヨリ物質的方面即金融ノ便宜ヲ計ルノ外精神的方面即民風ノ改善ヲ企ルカ如キハ却テ二兎ヲ追フノ謗アラサルナキカ、況ンヤ精神的方面ニ於テソレノ特殊ノ機関アルニ於テハ、益信用組合ノコノ方面ニ対スル努力ノ勞多クシテ益少キヲ感スルモノナリ」。

(6) 前掲渋谷論文、四七―八頁参照。

(7) 更に付け加えれば、当該期には各省庁の官僚層、産業組合中央会の指導層によつて、欧米諸国を中心とした下級金融機関に関する法律、調査・研究文献の翻訳や紹介が精力的に行なわれていた。雑誌『産業組合』には毎号ほぼ必ず海外信用組合の紹介がなされ、農商務省、大蔵省、内務省等においても各種調査・報告文献がかなり刊行されていた。この点については、前掲渋谷論文を参照。

二 大戦好況期の信用組合論

—— 第二期 ——

第一次世界大戦は、都市地域の不況脱出から約一年半遅れた一九一六年末から農村好景気をもたらした。米価・繭価の騰貴、輸出農産物・商品作物の増大、副業の活発化等が農村好景気の牽引力となった。この農村好況を背景として大戦下に産業組合はその事業内容を急速に発展させた。最も発達が著しかったのは販売事業、次いで購買事業であったが、信用事業もこれら販売・購買事業の発展と関連しつつその事業内容を急速に拡大した。信用組合数については一九一六年から一九年にかけて約一割の増加率にとどまったものの、組合員数は一・四倍(二六年一二二八千人↓一九年一七五二千人以下同)、払込出資金・積立金は一・七倍(三二・一百万円↓五五・五百万円)、借入金は一・〇倍(一三・五百万円↓二六・八百万円)、貯金は四・三倍(四三・七百万円↓一八六・二百万円)、貸出は二・三倍(五六・四百万円↓一三一・九百万円)の伸びを示したのである。⁽¹⁾

こうした信用組合の事業内容の発展を反映して、当該期の信用組合の時論においては、農商務省あるいは農商務官僚による直接の信用組合の普及、拡大活動は影をひそめ、信用組合の経営内容に関わる問題が中心を占めるに至った。産業組合中央会が普及・拡大の機能を担いうる主体としてほぼ確立しえたこと、行政主導によって強行されたものであるといえ産組数がほぼ全国市町村数に匹敵する水準にまで到達したこと等もかかる現象を生み出した一つの理由といえよう。

しかし、大戦下に信用組合の事業内容の発展がみられたとはいえ、その経営内容は必ずしも問題がない訳では

なかった。融資の困難、貸付金の固定化がこの時期はほ一貫してみられたのであり、当該期の時論の焦点の第一はここにあわされている。第2表¹₂³₇⁸₁₂はいずれもこの問題をとりあげたものであり、とりわけ各地域の事例が紹介されている³₁₂では、高利貸その他への旧負債の償還資金に充当されるため貸付金を生産資金として運用しえず返済の用途がたないこと、組合役員・地主・上層農に貸出が偏奇ししかもそこで固定化が生じていること（資金の固定するは其大部分細民よりも却て中産以上の組合員に多数あるが如き観あり²）、組合の貸付政策が未熟であること、等が指摘されている。農家負債問題は農村好況下にあってもなお解決されなかつたことを、これらの時論は端的に示しているといえよう。

第二に、信用組合の全国的な普及が一応達成されたことの結果として、地域間格差の問題がしばしば論じられるようになった。全国産業組合大会の支会役員協議会では、関西地方、愛知、静岡等の信連、単位信組においては余裕金問題が提出される反面、東北地方からは組合借入金^の肥大化問題が提出され、地域間の資金過不足の調整が討議されるようになった（全国産業組合大会の記事は、毎年『産業組合』大会号に掲載された）。産業組合や中央金融機関の設立が、産組中央会の側から強力に要請されるに至つた根拠の一つはここに求めることが出来る。

一九一八年の全国産業組合大会では、全国の産業組合一致の要望として、産業組合中央金庫設立に関する決議案が上程され、以下の決議が可決された¹¹。「今や社会の状勢益々産業組織の拡大を促し、経済上の競争愈々劇烈を加へんとするに当り、我が産業組合の任務益々重且大を加ふ。然るに組合の現状は、斯の状勢に応じ、未だ以て其の機能を全うするに至らざるは頗る遺憾とする所なり。是れ主として、資金の調節^按排^に任ずる特設機関の欠如せるに因らざるばあらず……」（傍点引用者）。この決議においても、「資金の調節」問題が強調されてお

第2表 第一次大戦期の信用組合論

	時論・理論		立案・調査・統計
一九一六	藤井熊太郎「貸付金固定の原因及其防止方法」（産組一三一—一三三号）		
[1]	西村栄十郎「地方金融と信用組合の任務」（産組一三四号）		
[2]	………「懸賞募集 信用組合に於て貸付金固定の弊を防止する方法」（産組一三〇—一三九号）		
[3]	石田伝吉「農村振興と産業組合」		
[4]	………「庶民銀行と信用組合」「最近の産業組合状況」「下層金融機関と信用組合」（銀通 三六三、三七二、三七三号）		
[5]	………「全国農工銀行大会（産業組合に対する当座貸越に付要望）」（銀通 三七三号）		
[6]	………「農家の旧債償還と信用組合」（産組一三七号）	一七	農商務省農務局『産業組合の趨勢』
[7]	………「貸付金に対する家族の保証」（産組一四五号）	[20][19]	大蔵省「産業組合中央銀行法案」（『勝田家文書』四〇号）
[8]	………「産業組合法改正成案」（銀通 三八〇号）	[21]	日本勸業銀行「日本勸業銀行農工銀行合併説」（『勝田家文書』五五号）
[9]	………「庶民金融機関としての信用組合」（産組一五八号）	[22]	全国農工銀行臨時大会委員会「勸業農工両銀行合併及農工金融機関改善ニ関スル委員会調査書」（『勝田家文書』五五号）
一八	………「産業組合中央金庫の実現を期す」（産組一五二号）	[23]	日本銀行名古屋支店「愛知県下の信用組合」
[10]	………「組合員をして高利の旧債を整理せしむる為信用組合の採るべき方法」（産組一四九—一五三号）	[24]	大蔵省「信用組合模範定款」（『帝国農会報 八卷一号』
[11]	………「小工業保護策と産業組合」（法学志林 二〇卷二号）		
[12]			
[13]			

[14]	「産業組合中央金融機関設置要旨」「中央産業組合銀行設立案」(兼経註 一九五八 一九七〇号)
[15]	「中央産業銀行設立問題」(銀通 三九二号)
[16]	佐藤寛次『信用組合論』
[17]	関場偵次「組合資金の利用方法に就て」(産組 一六六号)
[18]	「中央産業銀行問題」(銀通 四〇三号)

り、地域間の資金過不足の調節という新たな問題が、産業組合中央金融機関設立要望の根拠となっていたことを知りうるが、産業組合中央会がかかる決議をあげる直接の引きがねとなったのは、前年大蔵省が勸農合併案とともに産業組合中央銀行設立案を提示[20]したことであった。

一九一七年に立案された大蔵省の産業組合中央銀行設立案は、同省の勸農合併業と密接な関連を有するものであった。即ち、大蔵省は、勸農兩行が次第に農業金融から離脱しつつあり、これは兩行が営利機関としての性格を一面でもつ以上ある程度はやむをえないことであるという認識の下で「中小農工業ニ対スル資金融通」の機関として産業組合中央銀行を位置付けた。同省は具体的には次のような理由をあげて、その設立の必要性を論じている。(一)勸農兩行ノ産業組合ニ対スル貸付ハ地方低利資金ニ依ルモノ其ノ大部ヲ占メ固有資金ニ依ルモノ小額ニシテ未タ充分ナラズ (二)勸農兩行ハ主トシテ不動産担当ノ長期貸ヲナスモノナレバ対人信用業務ニ適セス (三)普通銀行及個人ノ産業組合ニ対スル貸付利子ハ高率ナリ (四)一方ハ遊資ニ苦シム組合アリ他方ニハ資金欠乏ニ苦シム組合アリ其連絡充分ナラス (五)中央銀行ハ産業組合ノ発達ヲ助長ス (六)営利会社ニ兼營セシムルハ事業ノ性

質上不適當ナリ」と。そして、かかる認識に基づいて、大蔵省は各府県の農工銀行持株分と産組及び同連合会からの出資金によって産業組合中央銀行を設立するという案を提起したのであった。⁽³⁾

この大蔵省案は勸農兩行とりわけ農工銀行の経営に大きな影響を与えるものであったため直ちに、兩行の反応をひきおこした。勸銀側は、当時の総裁志村源太郎が産業組合中央会と密接な関係(副会頭)を保っていたこともあり「産業組合の組織がゆきわたり仕事も相当ふえて来ておるのだから、中金の独立はやむを得ぬ」⁽⁴⁾としつつも「些少な点にくいちがいがあるので、一応反対を表明して修正意見を提出した」⁽⁵⁾。農工銀行側は「近時産業組合を改革して一種の産業銀行を設立せんとするものありと伝へられつゝありと雖も、斯る新なる銀行設立の煩を避けて現在続々支店を増設して農村金融の普及を図りつゝある府県農工銀行と産業組合と相連絡せしめ以て共に其資金の普及に努むるも亦農村啓発、国家の進運に裨益する事多かるべ」⁽²²⁾しと強硬な反対論をあげ、同案の議会上程を阻止すべく決議をあげた。同案は、これらの修正意見や反対論、米騒動による内閣更迭等のため、結局議会には提出されなかつた。産組中央会の中央金融機関設立の要望は、信用組合の資金力の増大、地域間格差の顕在化という要因とともに、このような大蔵省の設立案の提示によって促進されたのであった。

以上の如く、当該期は、信用組合の全国的普及の一応の完了、農村好況に基礎づけられた信用組合事業内容の拡大、資金力の増大等を背景として、組合金融そのものをめぐる議論が漸く開始された時期として位置付けることが出来るように思われる。

(1) 農商務省『産業組合要覧』の各年版による。但し、数値は、産業組合全体ではなく、信用組合(兼営を含む)のそれである。

- (2) 長船谷五郎「信用組合に於ける貸付金固定の弊を防止する方法」『産業組合』第一三七号)
- (3) 『農林中央金庫史』第一卷(農林中央金庫調査部、一九五六年)一三七―四〇頁。
- (4) 『日本勸業銀行史 特殊銀行時代』(日本勸業銀行調査部 一九五三年)四六四頁。
- (5) 同上、三八七頁。

三 「慢性不況」下の信用組合論

――第三期――

第一次大戦下の農村好況に基礎づけられてその事業内容を拡大させてきた産業組合は、一九二〇年戦後恐慌によつて甚大な打撃をうけた。とりわけその打撃は販売・購買事業に著しく、販売額は一九二〇年には対前年比三〇%の減少を示し、購買高も二一年に同様の減少をみせ、その後も販売・購買事業は停滞的に推移した。組合収支は、戦後恐慌によつて大幅に悪化し、一九一九年には販売、利用で僅か一県にすぎなかつた赤字府県が、二〇年には販売で一〇府県、購買で五府県、利用で一〇府県、信用で二府県に達した。また解散組合数、解散組合比率(対設立)も二〇年代には大幅に上昇し、二三年には解散組合数の対設立数比率は七五%にも達した。⁽¹⁾しかし、こうした産業組合経営の悪化のなかで、ひとり信用事業のみは着実な前進をみせていた。信用組合の払込出資金・積立金は一九年末から二四年末にかけて二・九倍(五五・五百万円↓一六〇・八百万円)、借入金は二・四倍(二六・八百万円↓六三・四百万円)、貯金は二・八倍(一八六・二百万円↓五二五・三百万円)、貸出金は三・五倍(一三一・九百万円↓四六六・五百万円)の伸びを示したのである。⁽²⁾では、信用事業のかかる突出的發展と他事業の停滞という現象は何故に生じたのであろうか。この基本的要因は、一方で農民的小商品生産の展開がみられるととも

に、他方で小作争議の激化に代表される「農村問題」が表面化し、これへの社会政策的・階級協調的対応機関として産業組合が位置付けられ、その機能の具体的かつ緊急の実現が組合に要請されるに至ったことであつたと考えられる。「恐慌のなかにあつて信用事業が發展を続けたのは、信用事業が、農産物の自給自足部分に対する、商品化部分の率の大きい地主的富農民や、中農層によって多く利用され、一方また中小企業や農家経済の破綻のために、これと密接に結合せる高利貸金融や、銀行特に地方銀行の打撃が著しかった中に、信用組合が産業組合中央金庫を通じて強力な国家資本の支援によって、相対的に進出の契機を把握することができたためである」⁽³⁾という指摘は、当該期の信用事業の膨張がかかる要因にあつたことを、端的に説明しているといえよう。

こうした社会政策的・階級協調的対応機関としての位置付けに基づく産組育成政策は、当該期には、第一に中央機関の強化（二三年、全購連・中金の設立）、行政機構の拡充（二五年農務省産業組合係の産業組合課への昇格）としてあらわれ、第二に産組内部においては村内全階層の組合加入の強調、四種兼営化の推進としてあらわれた。しかし、かかる産組育成政策は、産組にその経営体的性格と階級協調的機能との矛盾をひきおこさせずにはおこなかつた。

この矛盾が顕在化してくるのは二〇年代後半のことであるが、当該期の信用組合をめぐる議論においても、中央金融機関の性格や機能、信用事業の内容における階層間の利害の対立等がかかる視点からとりあげられている。以下この具体的内容をみていくことにしよう。

社会政策的機関、階級協調機関としての産業組合の位置付けが、産業組合内部から明確に打ち出されたのは第3表^[2]3^[3]においてであつた。とくに千石^[3]においては、後の産業組合主義の萌芽があり極めて興味深い指摘がみ

られる。そこでは階級協調機関としての産業組合の位置付けは次のような論理からなされている。まず千石は小作争議の激化、地主对小作の紛争の多発について、現在では「今迄のやうに農は国の基であるとか、農民は強兵の供給源であるとか、農民鋤型を棄つれば国民飢ゆとか、又は農村は国民の源泉なり、とか云ふやうな極り切つたやうな標語を以て農業者の発奮奮励を促した……時代はもう既に過去の夢」であり「農業者の生産物の大部分が地主の懐に這入るとか、或は生産物の販売が中間の商人の手に依つて自由にせられて居るとか、又生産物が商人の投機の目的に供せられるとか云ふような状態で」は中小農業者の階級が「現状に不満を起し現状打破を叫ぶは当然のことであります」、「地主小作の問題は之は己むを得ざる問題である、当然起るべき問題であつて……改造のためには当然経過せねばならぬことである」と把握する。そしてその原因の一つは「社会政策として今迄いゝろ／＼力を尽されて居ることは都市の社会政策であつて農村の社会政策に向つては余り力を尽して居らぬ」こと、「農村政策の不徹底」であることにありとして、「国家をして農村に対して徹底したる農村政策を遂行せしむる」機関として産業組合を位置付けているのである。そして、具体的には「地主对小作人の紛争を未然に防止する為に特に今後産業組合として実行を必要と認める事項」を以下の六点に亘つて提起している。即ち、第一は「区域内の中小業者を悉く組合員とすると云ふこと」、第二は「組合の役員、理事、監事は地主、自作農業者、小作農業者の各階級中より選挙し、而して各々の役員平等の権利を以て事務を担当すると云ふこと」、第三は「組合の事務員は広く各階級中より有能者を採用すること」、第四は「評議員会を設け、地主、自作農業者、小作農業者各階級中より同数を選出し、組合に関する重要な事項を審議すること」、第五に「組合として組合員の経済整理規定を設けて組合員の経済整理を徹底的に実行する」こと、第六に「土地の購買に付ては組合としては小作農

	時論・理論		立案・調査・統計
一九二一	道家斉「産業組合の発展方法」(財政経済時報八一巻一号)	一九二〇 [30]	積立金運用課『産業組合ニ関スル調査』
二二	志村源太郎「小作問題と産業組合」(産組一九八号)	二二 [32]	産組中央会「産業組合連合会概況」(産組一七七号)
二二	千石興太郎「地主对小作の紛争と産業組合」(産組一九八一—一九九号)	二二 [33]	農商務省農務局「農家経済調査」開始
三	天毛敬吉「信用組合の貯金業務」(産組二〇三号)	三 [34]	日本銀行『信用組合ノ発達ト産業組合中央金庫設立問題』
三	御牧秀一「信用組合の貯金には其払戻上先取特権を認めよ」(産組二〇五号)		産組中央会『産業組合中央銀行調査委員会報告書』
三	……………「産業中央銀行設立計画」(銀通四四二号)		
三	千石興太郎「銀行の恐慌」(産業組合中央金庫)「中金の設立に際して」(中金に対する希望) (産組二〇九—二二一、二二八—二二九号)		
三	志村源太郎「中金の設立」(中金の設立に際して全国産業組合に望む) (産組二二二、二二四号)		
三	矢作栄蔵「中金設立の必要」(帝國農会報一三巻三号)「中金に就て」(中金の経営に関する意見) (産組二二二、二二二—二二二号)		
三	河田嗣郎「中金に就て」(経済論叢 大正一二年四月号)		
三	長満欽司「中金法の趣旨」(産組二二二号)		
三	小平権一「中金に就て」(産組二二三号)		
三	松島喜作「中金論」(銀行研究 三巻五号)		
三	清水文之輔「中金法案に対する疑問」(東経誌 二二二六号)		

[29]	[28]	[27]	[26]	[25]	[24]	[23]	[22]	[21]	[20]	[19]	二四	[18]	[17]	[16]	[15]				
銀通「中金関係記事」(帝國農會報 一四卷二號、四五七、四五九、四六一號)	○九一號).....「信用組合の發達と其成績」(東洋經 一〇九一號)	融資」(東洋經 一一〇四號)	松崎伊三郎「既設信用組合を無視せる小商工資金の融資」(東洋經 一一〇四號)	菅野盛次郎「資金貸出の聯合會經由に就て」(産組 二二二一號)	「農村疲弊と産業組合」(産組 二二二七、二二八號)	有元英夫「大蔵省預金部の改造と農村低資問題」	「農村疲弊と産業組合」(産組 二二二七、二二八號)	山本謙治「中金の資金問題に就て」(「勞資協調主義の信用組合」(貸付の意義に關する経済的考察」(産組 二二二五、二二二七、二二二八號)	野中 清「産業組合と中央金庫」(産組 二二二一號)	大里忠一郎「中金理事長に望む」(「信用組合連合會の取扱店設置方法私案」(産組 二二二一、二二二九號)	蓮見義隆「中金に就て」(産組 二二二一號)	岡本英太郎「中金の経営に就て」(「中金に就て」(産組 二二二一、二二二四號)	加藤正美「中金の成立を顧みて」(産組 二二二一號)	八、九號 銀通 四四八、四五二號、東洋經 一〇八九號、東経誌 二二二六號)「中金関係記事」(帝國農會報 一三卷三、七、八、九號、銀通 四四八、四五二號、東洋經 一〇八九號、東経誌 二二二六號)「本邦信用組合の現況」(東洋經 一〇四九號)「産業組合の現状と金融關係」(銀通 四四八號)	大里忠一郎「中金法の成立と産組關係法規改正の必要」(産組 二二二一號)

大正期・昭和初期の信用組合論 (伊藤)

四七五 (九五九)

1) 略号は前表に同じ。
2) 産業組合中央金庫は中金と略記。

業者が土地を購入する場合に於ては、特に方法を設けて之を助成すると云ふ事。以上の千石の把握から明らかのように、当該期の産業組合に於ては、村内全階層の組合加入が一義的に強調され、そしてそのことを通じて産業組合が階級矛盾を有和する機関たるべく位置付けられたのであった。この位置付けは二〇年代を一貫して強調され、二七年には産組中央会によって『産業組合と小作問題に関する調査』（第4表^[41]）が行なわれている。

さて、当該期の信用組合をめぐる議論のなかで最大のテーマとなったのは、中金設立問題であった。第3表にみられるように、二三年、二四年の産業組合の金融関係の時論は殆んど中金一色で占められていることからこの点は確認できる。ところで、中金設立の経緯、その性格をめぐる大蔵省・農商務省間の位置付けの相違、中金設立後の機能上の問題等については、既に『農林中央金庫史』第一巻において詳細な分析が加えられている。⁽⁴⁾そこで、ここでは当該期信用組合の事業内容との関わりで中金がどのように位置付けられていたのか、また設立当初の中金機能に対し産組側がどのような問題点を感じていたかという点を中心に、当時の中金論をみていくことにしたい。

まず第一に、成立した中金の業務範囲が当初の産業組合側のプランに比較すると相当狭められていることである。産組中央会は一九二一年第一七回全国産組大会での提案に基き産業組合中央銀行調査委員会を設置し、⁽⁵⁾この調査委員会の報告書（二二年一〇月）に沿った形で二三年二月中金設立に関する建議書を大蔵・農商務両大臣宛に提出した。この建議書にもられた中金の業務範囲はかなりひろいものであった。⁽⁶⁾即ち、そこでは、(1)中金出資か否かを問わず産組連合会、産組に対して貸出を行ないうること、(2)三〇年以内の年賦償還貸付をなしうること、(3)余裕金は有価証券投資、農工産物担保の短期貸付・手形割引、公共団体、非営利法人への短期貸付、銀行への

預け金、郵便貯金等をなしうる事、(4)何人からも預金を受け入れうる事等が想定されていた。しかし、成立した中金法においては、中金の業務範囲は著しく制限されたものとなった。即ち、(1)貸出は五カ年以内限定され、しかも所属連合会、単組以外は貸出を禁止され、(2)余裕金の運用についても国公債の買入れ、連合会、単組への短期貸出、銀行預金、郵貯に限定され、(3)預金も一般預金は取扱えない、という業務種類及び取引先が著しく制限された内容となったのである。

第二は、第一の点と密接な関連があるが、中金法が提案される過程で、産組の中央金融機関の基本的性格をめぐって大蔵省と農商務省との間で意見の対立がみられたことである。この対立は、政党間の駆引や、両者の中央金融機関の所管争い等も絡んでやや複雑な様相を呈していたが、基本的相違点は大蔵省案は、中央金融機関を特殊銀行の一つとして株式会社組織とし、やや広範囲の貸出業務を認め、かつ配当制限も行なわないという営利機関的性格を付与していたのに対し、農商務省案は相互組織の特殊法人とし、中金出資の産組や連合会のみに貸出を制限し配当を制限するという純粹の相互的性格の強い機関として位置付けた点にあった。成立した中金法はほぼこの農商務省案に沿うものであった。

当該期の中金論はまさにこの二点を中心としていた。まず、中金の業務範囲の問題については、主として産業組合の側から強い不満と批判があげられた^{[7][9][15][23][24]}。千石(産組中央会主事)^[7]は『産組』二一一号論文で、中金業務に付て、中金法による業務範囲は「中央会が発表した業務の範囲に比すれば、非常に局限されたる消極的のものになってをる」、「全国産業組合の心臓の働きをなさざるべからざる産業組合の中央金融機関として…余りに自由なる活動をなすことを得ざる、窮屈なる産業組合中央金庫ではないかと思ふ」と批判を加え、具体

的には「中金が長期の年賦貸付業務を、実行なし得る迄に完全のものになること」、「広く一般より預金せしむることになし、出来得る限り資金吸収の範囲を拡大してお」くこと、「余裕金の如きは運用に苦慮する程のことはなかるべし」と雖も、少なれば少ないだけ、それを一層有利に運用なすの方法を講ずること……余裕の有利なる運用は、其結果として貸付を低利ならしめ、預り金を多く吸収なし得ることになるのであって……之を極端に限定せられたることは……中央金庫の業務経営上より見れば決して適當なることとは云ふを得るのであって、何れ他日之を相当の程度に自由ならしむる」ことを要求している。また同二一九号論文では、中金の「大小の業務は総て産業組合本位で経営してもらわねばならぬ……例へば中央金庫の預金利子の如き、中央金庫が組合の余裕金を吸収する為めには、其利率は大に考慮せなければならぬ重要事項である。万一中央金庫が普通銀行側の要望を入れ、又は特殊の運動などの為めに、預金利率の協定でもやる様なことがあったら、業務経営上の重大障害であり、又全国産業組合の利益を犠牲に供する」と述べ、貸出についても「普通の銀行が御得意と取引をすると云ふ様な単純な考でなく、資金の借入を要求する組合に対しては、出来る限り貸付と云ふ根本観念で適當に取扱ひ若しどうしても貸付が出来ない組合ならば、成るべく早く貸付られる様な方法を、懇切に指示すると云ふ様な態度で、常に組合に対する業務を執行してもらいたい」とかなり強い要望を出している。中金開設直後の預金金利、貸出方針はまさに千石の危惧した通りとなった。

千石の指摘した組合余裕金の中金への集中、中金の預金金利の問題は、既に中金開設以前から日銀^[33]によって「現在ノ産業組合余裕金ハ多ク高利ヲ以テ地方銀行ニ預入セラル、モノナルカ故ニ、中央金庫設立ノ曉ニ於テ其ノ性質上可成低利ヲ条件トスルヲ要スル中央金庫ニ預ケ替ヘラルヘキヤハ大ナル疑問トセラル」と指摘されてい

たが、山本^[24]でも「如何にしても、目下の組合又は聯合会の状況に於ては、比較的低利に甘じて金庫と取引するは、自己の経営上甚だ忍び難きことならん」と信連当事者の立場から強い批判をあげている。^[23]も同様の趣旨から組合余裕金は預り金ではなく産業債券によって吸収すべきことを提案している。

矢作（東京帝大教授、帝国農会副会長）^[9]も、千石と同様「産業組合中央金庫法案が衆議院の提出案たる故を以て様々なる臆測を逞しくし提出者の原案に修正を加へて中央金庫の業務を制限し其活動を掣肘したるは此金融機関の健全なる発展を図るの途にあらざる」と批判を加え、更に当該期の組合とくに信用組合の欠陥が組合自体に内在する問題から生じているとともに行政機関の指導の問題（大蔵省と農商務省の所管争⁽⁸⁾）でもあるとしてその改善を要請していた。

こうした主として産組側からの中金業務の厳格な制限への批判論にたいして、農商務省側、中金当局者は、相互組織という観点から全く逆の見解を打ち出した^{[11][12][20][21][22][26]}。とくに、小平（農商務省農務課長）^[12]は「農村資金の充実を図るには是非とも相互的非営利的の機関でなくてはならない」「中央金庫の業務が非常に狭くなり其の経営が困難となるやの虞あるとの議論もあつたが併し一方に於て金儲けの手段を与へたならば其の金儲に走り農村僻地の組合にも及ばしめることは困難となり公益の觀念から脱するに至り結局農村資金の充分の目的、各地の資金有無相融通する相互的機能の働きを脱却することとなる」と業務拡張論に対し強い批判を加えた。そして、貸付を短期無担保原則としたことは「農業経営に必要な資金」供給という観点からも「中金の資金の充実」という観点からも極めて適切であり、余裕金の運用についても、千石等の「業務の範囲を一層大にして之を以て多少なりとも利益を得せしめ以て金庫の貸付を有利ならしむと同時に其の出資者に対する配当を高からしむべしと

の議論があるが此の如きは産業組合の根本精神に反するものと云はなくてはならない」と中金法を擁護した。しかし、やや逆説的にいうならば、農商務省によるこうした中金業務限定論は、「相互主義原則」そのものを根本理念として主張した、あるいは「農村僻地の組合にまで」資金を供給することを目的としたというよりは、むしろ「相互主義」を強調することを通じてさしあたりは中金経営の安全性と安定性を確保するところにその主眼があったのではないかと思われる。中金設立後二七年の金融恐慌に至るまで、中金の貸出額は自己資本の枠をかなり下回っており、産業債券の募集にも消極的だったからである。⁽⁹⁾

以上の如く二〇年代前半の信用組合論は、「農村問題」の表面化に伴う、新たな現実性を持った階級協調機関としての産組育成・強化論を軸としつつ、その政策の結果として登場する組合金融問題と、それを一定の農民的小商品生産の展開を根拠として発展してきた信用組合側がいかうけとめるかという点の対抗としてなされてきたといえよう。いわゆる系統金融問題の端初的形成といつてよいが、この点は二〇年代後半にやや具体化された問題となることになる。

- (1) 前掲『農林中央金庫史』第一卷、一〇三―七頁。
- (2) 前掲『産業組合要覧』各年版。
- (3) 前掲『産業組合発達史』第二卷、一〇六―七頁。
- (4) 前掲『農林中央金庫史』第一卷、一三二―八〇頁、二二―四二頁。
- (5) 調査委員の構成は、農商務省及び大蔵省の官僚、中央会主事、勸銀公共貸付課長等であった。
- (6) 建議書に付帯された「産業組合中央金庫設立に関する要綱」に業務範囲が規定されている。その全文は前掲『産業組合発達史』第二卷、二一六―八頁。
- (7) この経過については、前掲『農林中央金庫史』第一卷、一四七―五五頁、及び前掲『産業組合発達史』第二卷、二

二〇—五頁を見よ。

(8) 例えば、農村信用組合及び連合会に手形の割引及再割引が認められていない問題について矢作は次のように述べている。「農商務省が産業組合法を改正して農村の信用組合及連合会に手形の割引及再割引を許すことに同意せざる表面の理由は農業者の手形の使用に慣れず此の如き鋭敏なる信用を彼等に与ふるは危険なり又三月を期限とする手形期限は農業の経営信用として短期に過ぐるものなりと唱ふるも熟れも単に口実に過ぎざるなり……市街信用組合に限りて農商務省と共に監督権を有する大蔵省が手形の割引は銀行業務なるが故に産業組合にしても手形の割引をなす以上は其産業組合は銀行業務を営むものなり故に其種の産業組合は銀行業を監督する当該官庁たる大蔵省の所管に帰せざるべからずとの主張を固執するが故に農商務省は農村の信用組合及信用組合連合会の監督権を大蔵省に分つを好まざるがために種々なる口実を設けて農村の信用組合及信用組合連合会には今尚ほ手形の割引又は其再割引を許さざるものなるが如し、此の如き大蔵省と農商務省の所管争の為に産業組合連合会及中央金庫の業務の合理的発達を阻害するは甚だ不可なり。」

(9) 中金開設初年度の大正一二年度の自己資本金、預金、貸出金はそれぞれ八〇万円、六万円、〇円、大正一四年度は二〇〇三万円、六五万円、三五八万円であり、昭和二年度に至って漸く二四一三万円、二一三〇万円、四一六七万円に達した(『農林中央金庫史』第一巻、一二七頁)。

四 金融恐慌前後の信用組合論

——第四期——

二〇年代後半においても信用組合はひきつづき発展をとげた。その払込出資金・積立金は二四年末から二九年末にかけて一・八倍(一六〇・八百万円↓二八七・四百万円)、借入金は一・五倍(六三・四百万円↓一五八・六百万円)、貯金は二・一倍(五二五・三百万円↓一〇八・三百万円)、貸出金は二・〇倍(四四六・五百万円↓九一〇・六百万円)

大正期・昭和初期の信用組合論(伊藤)

四八一(九六五)

の伸びを示した。⁽¹⁾金融恐慌の打撃を受けて銀行預貯金は二七年以降完全に停滞し貸出は縮小したにもかかわらず、信用組合の貯金は郵貯とともに増大し、その貸出も増加していったのである。しかし、この信用組合の発展のあり方及びその内容は、著しい地域的偏差を有していた。東北後進農業地帯の信用組合は当該期に至っても完全に借金組合であり地方金融市場においてもほぼネグリジブルな位置しか占めていなかった。これに対し西日本先進農業地帯のそれは、一様に借金組合から脱して相当の余裕金を抱え、地方金融市場において四〇%近くの預貯金シェアに達していた府県すら存在した。この他養蚕製糸地帯、都市近郊地帯、西南後進地帯の信用組合も、東北後進地帯と西日本先進地帯の両極の間にそれぞれ異った発展の形態を辿っていた。⁽²⁾

また、農業政策、「農村問題」処理の一環としての産組育成・拡充政策は当該期には一層強化された。信用組合と直接関連する点だけをとりあげても、当該期には預金部資金による政府資金の地方還元が次第に増加し、中金に対する産業債券引受も増大した。あるいは市町村・道府県・全国という行政上の三段制度に照応する系統組合の三段制組織が、当該期に県信連の確立という形態で整備された。中金・信連・単位信組という系統金融機構が、機構的には当該期に確立したのである。ところで、この系統金融が展開する一つの画期となったのは金融恐慌であったといわれている。確かに全体としてみれば単位産組の余裕金系統利用率は金融恐慌を一つの屈折点として上昇した。また、恐慌後に系統を通ずる政府資金の供給は急増し、中金自身の貸出金も増加した。しかし、この系統金融の発展は著しい地域的偏差を含むものであったことがより重要である。例えば余裕金の系統利用率の問題をとってみても、金融恐慌後に非系統利用率の上昇した府県が一一府県もみられるのである。⁽⁴⁾

以上の如き、信用組合の地域的偏差を伴う展開、産組育成政策の強化とくに金融的テコ入れの開始、系統金融

の機構的形成を反映して、当該期の信用組合をめぐる議論も多くはこれらの点に集中した。まず第一に中金業務・系統金融問題からみていくことにしよう。

既に前項で検討を加えたように中金の業務範囲、業務運営をめぐる問題は、中金設立当初から議論の対象とされてきたが、当該期にもひきつづいて問題となった^[3]—^[6]^[12]—^[15]^[19]^[47]。中金の業務範囲が極めて厳格に制限されたことについて、産業組合側は一貫して不満を述べているが、なかでも大きな不満となった点は、長期貸付が認められないこと、貸付形式に制限があることであった。千石^[12]は「少なくとも産業組合中央会が大正一二年一月に発表した」法案要綱の程度にまで業務を拡張することを要求している。若林（山口県産業主事）^[13]は「業務を開始されて見ると多年の希望は稍々裏切られたるが如き観ありて、従来中央金庫に対する期待の大なるだけ、失望も亦一層大なるものがある様である」と中金業務に不満を呈示したのち、「中央金庫の使命の大部分が、農村振興にありとすれば、農村振興には長期低利の供給を最大限必要とするのである」と長期貸付の実施を要求し、さらに為替業務の取扱開始と大阪事務所を設置を要望した。単位信組からの中金批判は一層激烈で、大庭^[14]は、現状では中金設立の効果は殆んどないと断じ、具体的には貸付方法の不当、融通資金の貧弱、理事者の不活動を批判の俎上にあげた。こうした単位信組からの不満・批判を背景として中央会は二八年に中金長期貸付の実施、余裕金運用の自由化等を要望する意見書^[47]を農林省に提出した。中金業務において産組側が批判の対象としたもう一つの大きな点は預金金利問題であった。この問題も既に中金設立当初から不満の対象となっていたが、中金側も「預金増加を図るには実質的に預金金利を引き上げることがどうしても必要だったので」、二五年からは預金利息に特別配当を実施することになった。加藤^[15]はこの経緯を海外事情を比較しつつ述べたものである。

第4表 二〇年代後半の信用組合論

時論・理論	立案・調査・統計
<p>一九二五 [1] [2] [3] [4] [5] [6] [7] [8] [9] [10] [11] 二六 [12] [13] [14]</p> <p>山本謙治『農村金融の対策』（産組 二二三号） 三輪龍揚『産業組合界に於ける金融問題』（産組 二三六号） 樋田俊吉『産業組合は中金を活用せよ』（地方 三三卷一〇号） 岡本英太郎『産業組合制度と地方自治制度及中金に就て』（地方 三三卷一〇号） 青木誠一『中金に就て』（金融研究 二卷二号） 鈴木平『中金管見』（金融研究 二卷一号） 牛島孫三郎『農村信用組合』 志村源太郎『産業組合問題』 牧野輝智『農業金融論』 井関孝雄『農業金融論』 有元英夫『農村金融と産業組合』（地方 三四卷五号） 『農村金利低下と産業組合の任務』（帝国農会報 一六卷七号） 『銀行信用組合の預金争奪と農村経済に及ぼす影響』（企業と社会 四号） 千石興太郎『中金法改正問題』 『神戸博士の『信用組合の預金協定加入問題』に就て』（産組 二四三、二四九号） 若林正臣『中金に対する要望』（産組 二四四、二四五号） 大庭政世『農村振興と産業組合』（産組 二四七号）</p>	<p>一九二五 [36] [37] [38] 二六 [39] [40]</p> <p>勸銀調査課『農村に於ける資金の需給に関する調査』 『農村産業組合金融調査』 積立金運用課『産業組合ニ関スル調査』 産組中央会雑誌『家の光』創刊 産組中央会『日本産業組合史』 勸銀調査課『農村金融の季節的变化に就て』（産組 二五三号）</p>

二九 〔30〕	〔29〕〔28〕	〔27〕	〔26〕	〔25〕	二八 〔24〕〔23〕	〔22〕〔21〕	〔20〕〔19〕〔18〕	〔17〕〔16〕	二七 〔15〕						
千石興太郎「産業組合による農業金融の統制」(産組二七九号)	小平権一「諸外国に於ける農業中央金融機関の国立主義と我が国の農業金融機関に付て」(産組二七五号)	白浜和夫「農村の金利」(産組二六九号)	豊田久和保「農村不動産金融と産業組合」(産組二六九号)	米倉龍也「農村金融と信用組合連合会」(産組二六九号)	佐藤寛次「本邦信用組合連合会の将来に就て」(産組二六八号)	林久四郎「産業組合金融取扱に関する一考察」(産組二六八号)	佐子清道「産業組合詳解」	永谷武右衛門「相田氏の『財界恐慌と信用組合』を讀みて」(産組二六五、二六六号)	東武「産業組合と農業金融」(産組二六五号)	岡田温「転ばぬ先の杖」(産組二六二号)	相田岩夫「財界恐慌と信用組合」(産組二六二号、二六三号)	松本富士秀「小農金融と信用組合」(産組二六一号)	岡本英太郎「中金の三年」(産組二五六号)	左子清道「今回の財界動乱と産業組合」(産組二六〇号)	加藤正美「中金に於て特別配当を為したるに臨みて」(産組二五〇号)

大正期・昭和初期の信用組合論(伊藤)

二九 〔48〕	〔47〕〔46〕〔45〕	二八 〔44〕	二七 〔43〕〔42〕〔41〕
農林省農務局「産業組合による農業資金融通状況に関する調査」	産組中央会「信用組合金融事情調査書」	産組中央会「産業組合年鑑」創刊	産組中央会「産業組合と小作問題に関する調査」
	産組中央会「農業金融に関する意見」(産組二七八号)	産組中央会調査部「金融恐慌と産業組合に関する其後の経過」(産組二六九号)	産組中央会「財界動乱と産業組合に関する調査」
			中金「全国道府県区域信用組合連合会資金概況」創刊

四八五(九六九)

[31]	高田二平「信用組合の質貨に関する研究」（産組二八八号）
[33][32]	前田繁一「信用組合の分離が必要」（産組二八八号）
[34]	伊藤連司「信用組合連合会廃止説に就て」（産組二八八号）
[35]	林久二郎「産業組合金融の系統機関関係に就て」（産組二八九号）
	佐藤寛次「組合金融の改善に就きて」（農業経済研究五巻三号）
[49]	産組中央会「信用組合貯金に関する調査」（産組二八二号）
[50]	産組中央会「産業組合講座」全一四巻発刊
[51]	農林省山林局「本邦林業に対する産業組合金融」（産組二六二号）
[52]	中金 雑誌『組合金融』創刊
[53]	日本銀行岡山支店『岡山県ノ信用組合』
[54]	産組中央会長野支会「長野県における農村金融と産業組合の活動」（産組二九四号）

中金業務のあり方との関連で当該期には系統金融問題が、主として中間機関たる信連の機能をめぐって問題とされ始めた。組合金融が三段制を可とすべきか二段制を可とすべきかという議論は三〇年代に活発に展開されるが、この点は既に系統金融機構が形成された当初から問題となっていたのである[24]―[26][33]―[35]。信連問題が表面化した契機は、この時期には次の二点にあった。第一はいわゆる「三厘問題」である。従来中金は政府資金貸出は単位組合への直接貸出の方針をとっていたが、この結果単位組合の信連からの高利の借入金は政府低利資金によって返済され、信連は余裕金を抱え窮地にたつことになった。中金は信連育成の方針から二七年一二月以降政府資金の貸出はすべて信連を仲介せしむることとし、信連は組合から三厘以内の手数料を徴収しうることとした。このため単位組合が中金より政府資金を借入れる場合は、勸銀・農工銀行を通すよりも三厘割高となった。これが「三厘問題」に他ならない。⁶⁾第二は、二八年末以来「貸付の簡易化と金利の低減を目的とし、従来、市街地手形割引以外の貸出は、総て府県連合会の手を通じて行ふ方針であったのを更め、漸次町村組合への直接貸出を増

加せしめると共に……町村組合の信用調査をも直接行ふ方針」を中金が定めたことである。いずれも単位組合に對する中金資金供給方式に關した問題であつて、単位信組の信連批判はかなりトーンの高いものであつた。林^[24]は「この兩者の問題をそれぞれ正面から論じており、^[24]では政府資金の信連經由のメリットをいくつかあげながらも、政府資金そのものの目的、組合金融の原則からみて信連經由貸付は「甚だ不合理」かつ「聊か首肯し難い様な点」があり、「連合会が場合に依り資金融通の一難関となることなきか」と信連に對し批判の声をあげた。^[34]においてはこの批判は更に進み「簡易低利貸出の目的を達成する為には取引過程に於ける中間機關を排除する直接貸出が適當であ」り、「連合会業務を中央金庫業務に轉換することが連合会の進むべき途ではなからうか」と信連廃止論を主張するまでになっている。これに對し^[25]^[26]^[33]^[34]は、上述のような信連否定論に對してはむしろ批判的であつた。米倉^[26]は「少くとも一府県を区域とする可成広い範圍の農村に於ては、農村それ自体の内に、農村独自に於て、農村特有の金融が行はれ得るのであつて」この農村相互間の資金需給の調整機關として信連を位置付け、その存続の必要性を強調した。また、伊藤^[33]は中金が個別の産組に對して「完全なる信用査定及び金融後に於ける監督」を行なうことは到底困難であり、「組合の總意が反映して決せられ、茲に精神的に多大の親しみが存する」信連こそ適切な機關であるとして組合金融三段制の維持・強化（中金出資を信連のみに限定する）を主張している。みられるように、当該期には信連の機能について賛否兩論が提起されたが、この問題は三〇年代に表面化する系統金融機構の經營的側面と社会政策的機能の矛盾という問題を或る面では先取りしたものであつた。

当該期信用組合論の第二の傾向は、地方金融市場における信用組合の位置及びその機能をめぐる議論が活発化

したことである^{[1][2][11][12][17][20][22][28][30][42][44][49]}。先にみたように、地域的偏差を伴いつつも信用組合が地方金融市場における重要な構成要素となったこと、政策的な資金供給が次第に増加したこと、戦後恐慌以降地方銀行の破綻が相次ぎ地方金融市場の再編が進行したこと等がその理由であった。論点は多岐にわたっていたが、その焦点の一つは地方銀行・都市銀行との関係であり、他の一つは農村金利問題であった。前者については、預貯金獲得に関する問題と余裕金運用に関する問題の二つの側面があった。^{[11][12]}は地銀との預貯金獲得競争について論じたもので、千石^[12]は、地銀サイドからの「信組は高金利の貯金吸収のために地銀と預金金利協定を行わず、それが地方金利を引きあげている」という批判に対して、むしろそれは逆であるが「銀行と預金利率の協定をなすと云ふことは、主義の上から考へても、純然たる営利を目的とする経済機関と、此の如き協定をなすことの不合理のみならず、実際上から見ても、現在の如き事実上実行不可能となつて居る、銀行預金利率協定に加入なすことの極めて無意味であることを主張」した。とはいへ農村金利が高金利であることはまぎれもない事実であり、当期には信組が系統金融を拡大させることを通じて金利引下の機能を果たしうるあるいはすべきであるという主張が^{[1][2][11][21][28]}等によつてしばしばなされたが、当該期の事態はむしろ逆に信組余裕金の系統外利用としてあらわれた。信組は預金金利の低い信連、中金への預金よりも他金融機関とくに高金利の地銀への預金を選択したのである。この問題は、金融恐慌による地銀破綻の結果、信組預け金の回収不能が生じたことによつて表面化するが、^{[42][44]}の調査によつて信用組合の打撃は、地域的にかなり限定されたものであったことが明らかにされている。

ところで、地方金融市場における信用組合の位置及び機能という点から注目すべきは、千石^[30]である。同論文で千石は農業金融の当面する重要事項は「第一に農村資金の流出防止、第二に農村資金の全国的有無相通であつ

て、この二つの事項に対しての適當なる方策は、それが農業金融問題を解決する根本義となるものである」と、農業金融問題を把握する。そして「過去及現在に於けるが如き、種々なる方法によりて、農村資金が都市に向つて流出し去る事を其の儘になしをきて、之を解決せんと試みるは、甚だ無理な次第であつて、千万年を経て、決して根本的解決は期せらるべきではない。資金の地方還元とか云ふ、甚だ不可解なる名前の下に実行されつつある、所謂低利資金の供給の如き姑息なる方策も、今や將に行詰りの状態に立至らんとしてをるのであつて、之を産業組合に付て見るときは、實際に於て低利資金を必要とする組合は、其供給を受くること至難にして、寧ろ其の必要なものが、之を借入れると云ふような事実も相當ある」(資金貸付の方法は)、其の用途に應じて適當なる期限、金額、償還の方法等を定めなければならぬのであつて……之を貸付ける方の側の利益や、便利を主として定められたのでは、農業金融としての真価がない」と農業金融の現状を痛烈に批判し、「産業組合主義による農業金融の統制」、具体的には系統金融の全面的確立こそが急務と提起しているのである。ここには、「反都市のイデオロギー」が明確に読みとりうるのであり、三〇年代に全面的に展開される産組拡充運動の産業組合側の基本理念がはっきりと打ち出されているのである。

当該期信用組合論の第三の特徴はこの時期に漸く「農業金融」論が、独自の課題として取りあげられ、農業金融の事態把握が開始されるとともに^[36]^[40]^[46]^[48]^[52]^[54]、農業金融理論が独立の問題として考察されるに至つたことである^[9]^[10]^[18]^[27]。とくに、勸銀調査^[35]^[40]、農林省調査^[48]は、農業金融における長短資金循環の態様を信組業務の展開との関連において統計的に考察を加えた最初のものであり、これらの調査によつて農業金融の事態把握は急速に進展した。これに対し、農業金融理論の検討は牧野^[9]にしても井関^[10]にしても、いずれも農業金融制度の検討、

外国農業金融制度の紹介にとどまっておき、農業金融理論の独自の検討を図ったものではなかったが、農業金融論が独立のテーマとなったことの意味は大きかったといえよう。

以上の如く、二〇年代後半の信用組合論は系統金融・政策金融問題、地方金融市場問題を軸に展開され、その過程で農業金融という独立した領域の形成とその実態把握がみられたのであった。先にも述べたように、地域的偏差を伴いながらも当該期に信組業務の発展が進行し金融市場において信組が重要な構成要素としての位置を確定するに至ったこと、系統金融の機構面での確立がみられるとともに政府低利資金の供給等の政策金融が本格的に開始されたこと等がかかる信用組合論を生起せしめたのである。こうして、日露戦後の「農業問題」の形成に伴い或る面では予防先行的な側面をもちつつ官僚主導の下で「社会政策的信用組合」論として登場した信用組合論は、二〇年代後半に至って系統金融機構の確立、地方金融市場への定着等を背景として、農業金融論的視角、金融市場論的視角からも、或いは産組の農民全階層組織化の開始を基礎として協同組合論的視角からも検討されるようになったのであった。そして、かかる視角は昭和農業恐慌の勃発と産組拡充運動の開始の下で、まず「産業組合主義」的に包括的に把握され、これに対する全面批判という形態での社会科学信的信用組合論を登場させていくのである。この対抗の内容がいかなるものであったのかという点が次の検討課題となるが、この検討は稿を改めて行なわなくてはならない。

(1) 前掲『産業組合要覽』各年版による。

(2) この五地帯区分の根拠及びそれぞれの地帯の信用組合の経営構造上の特徴については、さしあたり浅井良夫・伊藤正直「金融市場の構造と信用組合」（全国農業協同組合中央会『協同組合奨励研究報告』第三輯、一九七七年）を参照されたい。

- (3) 例えば、前掲佐伯『日本農業金融史論』二二六―七七頁。前掲『農林中央金庫史』第二卷、二五―六〇頁。
 - (4) 前掲浅井・伊藤「金融市場の構造と信用組合」一七〇頁。
 - (5) 前掲『農林中央金庫史』第一卷、二三―四頁。
 - (6) この経緯につき詳しくは同上書、二六五―七二頁を参照。
- 付記 本稿は、一九七八―八〇年度に交付をうけた文部省科学研究費総合研究(A)「日本金融論の学説史的的研究」(課題番号 三三三〇一〇、研究代表者 加藤俊彦)のうち筆者の分担研究の一部である。